

平成26年 8月

各 位

国土交通省総合政策局情報政策本部長



建築物及び住宅に関する調査についてのお願い
(平成26年度 建築物実態調査)

国土交通省では、都道府県及び市区町村の協力のもと、最近における建築物及び住宅の建築状況等を調査し、住宅・建築行政等の基礎資料を得ることを目的として、毎年「建築物実態調査」を実施しています。

本調査は、全国の国勢調査区の中から抽出した調査区内に存する建築物及び住宅に関する事項について調査しています。

つきましては、あなたの建築物又は住宅が調査対象となりましたので、本年11月15日までの間に、都道府県又は市区町村の調査員がお宅を訪問して、質問形式により調査させていただきます。ご迷惑をお掛けしますが、本調査の趣旨にご理解いただいた上、ご協力をよろしくお願い致します。

なお、本調査は建築物及び住宅に関する行政基礎資料を作成するために行うものであり、課税等には一切関係がなく、調査内容は統計法に基づき調査員等の調査従事者に対し秘密の保護が定められており、また、同法において統計上の目的以外に使用してはならないとも定められていることから、皆様の不利になるようなことは絶対にありません。

この「建築物実態調査」に関する問い合わせ先は下記のとおりです。

(問い合わせ先)

○本調査区担当

都道府県名	
調査主管課名	
調査員氏名	
電話番号	

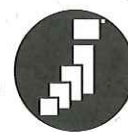
○調査実施主体

国土交通省

総合政策局情報政策課建設経済統計調査室建築統計係

電話番号：代表03-5253-8111

(内線28625, 28626)



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

国土交通省HP：http://www.mlit.go.jp/statistics/details/jutaku_list.html